

最近、銀行などで「NISA」という文字を見る機会が増えてきました。もしかすると、銀行の担当者の方々に商品の紹介をされた方もいらっしゃるかもしれません。

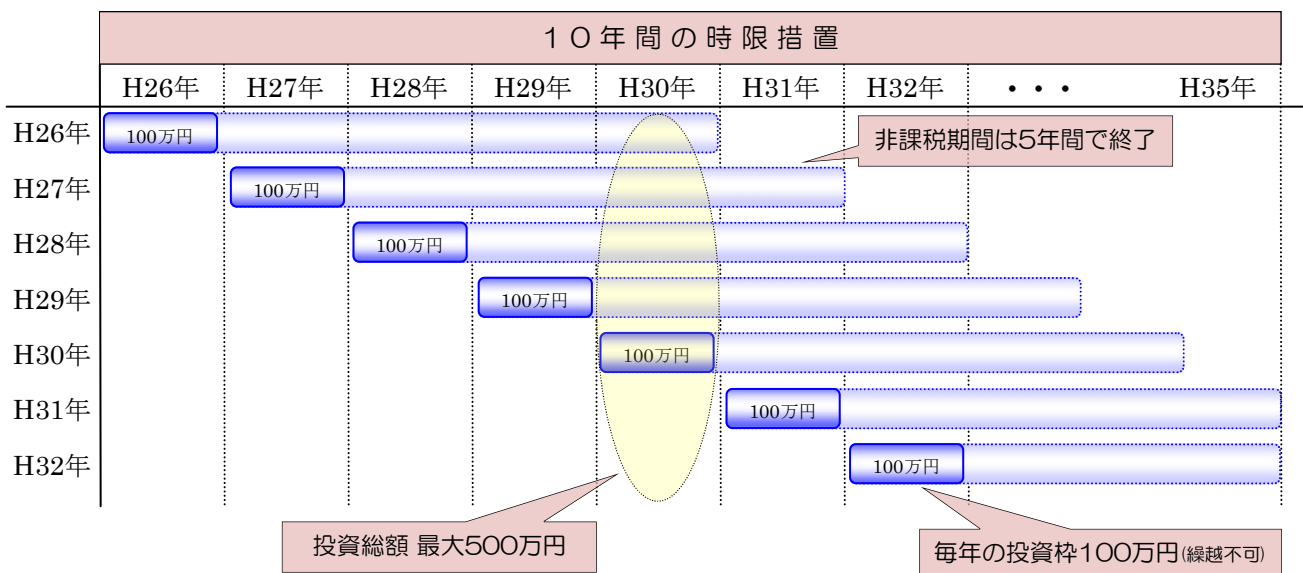
今回は、このNISAの内容と留意点をご紹介します。

そもそも、NISAとは？

NISAは、毎年100万円を上限に新規購入した上場株式等を対象に、**その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度**です。上場株式・投資信託から得られる配当や譲渡益に対して、平成25年12月末までは、所得税7%の優遇税率が適用されていますが、平成26年1月以降は本来の15%が適用されます。

税率が上がることにより、市場の冷え込みが懸念され、今回のNISA導入が決められました。

NISAによる取引のイメージ



※ 制度の詳細等は、取扱証券会社及び取扱金融機関にお問い合わせください。

税務上の留意点

1. 非課税口座内の損失は、損益通算不可



所得税・住民税の計算上、上場株式等の譲渡益と譲渡損は損益通算ができます。譲渡損の方が大きければ、翌年以降に損失を繰り越すことも可能です。NISAを利用して利益が発生した場合、非課税投資額内であれば非課税となるメリットがありますが、逆に損失が発生した場合、他の口座で運用している上場株式等の譲渡益や配当との損益通算を行うことができません。また、翌年以降に損失を繰り越すこともできません。

2. NISAの非課税口座を開設した人が亡くなった場合



国税庁の通達を見ると、NISAの非課税口座を開設した人が亡くなった場合、非課税口座内の上場株式等は、その時に遡って譲渡があったものとみなされ、口座から払出しがされることに留意する旨が規定されています。そして、この株式を相続等により取得した相続人等が、本来であれば非課税となるはずであった期間内にこの株式を譲渡しても、非課税の適用は受けられない旨の規定もあります。